

## 再生可能エネルギー事業と地域環境の創造

### —コミュニティ・パワーから考える地域社会の『自立』<sup>1</sup>

西城戸 誠

NISHIKIDO, Makoto

(法政大学)

#### 1 問題関心と問題の所在

2011年3月11日の東日本大震災による福島第一原発事故によって、日本のエネルギー政策は揺らぎ、混迷している。2012年5月に日本の原子力発電所が一時的にすべて止まったものの、その後の大飯原発の再稼働を巡っては、多くの反対運動が展開された<sup>2</sup>。そして、民主党から自民党政権への転換により、再び原子力発電推進の方向に向かっているが、世論の評価は分かれているといえる。その証拠として、1993年から2011年までの原子力発電に対する世論の時系列分析を行った北田(2013:182)によれば、震災以前の2010年に「原子力発電を利用するのがよい」と回答した者は20%であるが、震災後の2011年は4%と激減し、「他の電力に頼る」という回答が9%から29%に急増している<sup>3</sup>。この「他の電力に頼る」という回答は、一般の世論の再生可能エネルギーに対する期待と考えられよう。同様に2013年11月～12月にかけて日本原子力文化振興財団が行った世論調査の結果においても、今後の日本が利用・活用すべきエネルギーについて、原子力発電は12.3%にとどまり(震災前の2010年9月は36.9%)、太陽光発電(79.6%)、風力発電(62.9%)、水力発電(49.1%)、地熱発電(45.1%)といった再生可能エネルギーへの期待の高さは、震災以降、一貫している(日本原子力文化振興財団, 2014)。

このような再生可能エネルギーの期待は、民主党政権時の2011年8月26日に国会で成立した「再生可能エネルギー促進法」により、2012年7月から日本で固定価格買取制度(Feed in Tariff: FIT)が施行されたことが関係している。海外に比べて高い買取価格が設定されたため、太陽光発電、風力発電など、再生可能エネルギーの導入をめぐる、国内外の民間事業者の新規参入がさまざまな地域で活発化している。2014年4月末現在、FIT開始後の再生可能エネルギー発電設備の累計導入実績は、太陽光発電を中心として、容量ベースで977万kWとなっている<sup>4</sup>。

一方で、再生可能エネルギー事業に参入する主体が多様になっていることも注目される。エネルギー関連の既存の事業者だけではなく、地域住民が再生可能エネルギー事業に参画し、「自分たちのエネ

<sup>1</sup> 本稿は2014年4月末に依頼され、6月に脱稿し、12月中旬に加筆した原稿である。本誌が刊行された時期と、再生可能エネルギーに関する状況が変わっている可能性がある。

<sup>2</sup> 大手マスメディアの報道はきわめて控えめであったため、その状況は多くの人に知られていないかもしれない。

<sup>3</sup> なお、「利用するべきではない」という回答は2%から13%へ、「利用もやむを得ない」という回答は67%から51%に変化している。

<sup>4</sup> [http://www.fit.go.jp/statistics/public\\_sp.html](http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html) 参照。

## 特集

ルギー」を創り出し、そこから社会の仕組みを変えていこうとする「ご当地電力」と呼ばれる動きも全国で活発になっている。また再生可能エネルギーへの導入に積極的になっている地方自治体も増えており、東京都世田谷区でも、区内の公共施設で用いる電力を PPS（特定規模電気事業者）から購入したり、「世田谷電力」プロジェクトの中では、区と「世田谷サービス公社」が太陽光パネルを大量一括購入し、市民に安価に太陽光発電を提供する試みが行われたりしている（保坂, 2012）。1960-70 年代に社会問題化した公害問題に対しても、国よりも地方自治体の対応が早かったように、原子力発電以外のエネルギーを求める世論の動きは、FIT 成立後、ローカルレベルでますます広がっている<sup>5</sup>。

しかしながら、再生可能エネルギー事業の参入に際しては、風力発電など大規模施設を伴うものは特に新規参入が難しいという状況がある。それゆえ、地域に資する開発としての再生可能エネルギー事業「コミュニティ・パワー」をどのように「開発」していくのかという点が問われている。

本稿では、3.11 以前から市民出資による再生可能エネルギー事業を行っている、NPO 法人北海道グリーンファンド／市民風力発電（株）の活動に焦点をあて、風力発電を中心とした日本の再生可能エネルギー事業の構造的課題点と、コミュニティ・パワーの実践例と課題を論述する（2,3 節）。その点を踏まえて、地域に資する再生可能エネルギーのための地方自治体の役割について考えていきたい（4 節）。

## 2 なぜ、コミュニティ・パワーが重要なのか？－日本の再生可能エネルギー事業における構造的課題

再生可能エネルギーは、他の既存のエネルギー技術と比較した場合、小規模・分散型で投資額が少なく、開発計画期間が短いエネルギーであり、地域や市民レベルでコントロール可能なエネルギー源である。したがって、反／脱原発のコンテクストの中で、再生可能エネルギーを積極的に導入すべきだという論調に接続しやすい。しかしながら、再生可能エネルギーも既存のエネルギー技術同様に負の側面があり、再生可能エネルギーの事業開発がすべて正当化されるわけではない。例えば、風力発電に対する課題点（騒音、低周波音、生態系の破壊、景観など）が指摘され、日本でも反対運動が展開されている。丸山（2014:71-77）によれば、2000 年前後から主に風力発電を対象とした反対運動が顕在化し、新聞報道されたものに限定しても 32 件の問題が立ち上がっているという。また、アメリカ・ハワイ州のカウアイ島では、「ハワイ人のための開発」という名目でバイオマス発電事業を進める地元有力者に対して、その露骨な利益誘導への反発から計画が頓挫する事例や、モロカイ島では大規模な風力発電事業の計画があったものの、その電力がハワイ州最大の人口を誇るオアフ島に使われることに地元住民が反発して中止されたこともある。これらの背景にはそれぞれの島の文化的背景、抗議活動の歴史が関与しており、「環境によい」とされる再生可能エネルギー事業の導入も、それぞれ

<sup>5</sup> ただし、2014 年 9 月末に九州電力や東北電力が、電力需要が少ない時期に、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの電力が供給されることによって系統が不安定になるという理由で、新規の受け入れの回答を保留することになった。2015 年には新規の電力の買取を再開する予定であるが、2014 年 12 月の総選挙後、電力会社が必要に応じて再生可能エネルギーの買い取り量を減らすことができるようにする方針が決められた。本文で述べた民意とは異なり、原子力発電再稼働を掲げる自民党政権は、世界的に再生可能エネルギーを普及させていこうとする政策と逆行しているといえるだろう。

## 特集

の地域のコンテクストを踏まえて議論されなければならないことが見いだせる<sup>6</sup>。

一方、再生可能エネルギーの先進国であるデンマークやドイツ、オーストリアなどでは、農地・牧草地での風力発電、家屋・家畜小屋等の屋根を使った太陽光発電、林業におけるバイオマス、酪農・畜産農家におけるバイオガスの生産など、一次産業との組み合わせで再生可能エネルギー生産および消費が「小規模・分散」型で、広く展開されている。それゆえ、再生可能エネルギーの関連産業は、比較的小さい規模の企業が、それぞれの地域に根付き、雇用も含めて地域経済に貢献している。もちろん、風力発電産業などは大手資本の大企業が開発を行っている場合もあるが、それは洋上風車など大規模開発に特化する方向か、もしくは小規模な事業に関しては、地元企業や専門分化した企業が担っていることが多い。

しかしながら、日本の現状では地域外の資本による外挿的な開発が主流であり、経済的利益の多くが地域外に流出している。特に風力発電事業の場合、日本では大手のディベロッパーによる大規模開発が主流となっている。例えば、青森県は日本国内で有数の風力発電が立地しているが、そのほとんどが外部資本によるものであり、「風力発電の植民地」と揶揄されることもある。その背景には、(1) 風力発電事業の用地買収、許認可などのノウハウや、風力発電の建設資金のための金融機関の信用力が大手企業に偏在していること、(2) 風力発電事業の事業性判断が難しく、そのノウハウが地元資本の中小企業には共有されていないこと、(3) 風力発電事業の運転・保守管理を外部依存することによる高コスト化が、地元資本の企業には事業の負担になること、といった事業特有の構造的な課題が存在しているからである。したがって、再生可能エネルギー事業のノウハウを持たない地元の中小企業や一般市民、地方自治体は、風力発電などの大規模な施設を伴う再生可能エネルギー事業への参入が、相対的に困難である<sup>7</sup>。つまり、中途半端な事業参入は逆に大手資本に利用されるだけであり、地元主導の誘致型開発が結果的に従属型開発になることに他ならない。その意味で、ノウハウを持たない

---

<sup>6</sup> この点を「社会的受容性」という観点から整理した論考として、本巢・西城戸（印刷中）、丸山（2014）がある。

<sup>7</sup> 例えば、地元企業や地元自治体が再生可能エネルギー事業に参入した時、「地元」という理由で許認可等の優遇を受けて事業準備が進むものの、建設資金の問題、事業性判断、契約等に関する部分で、自前に対応できなくなり、頓挫することがある。大手ディベロッパーは、そのプロジェクトを引き継いで事業開発を進めて、再生可能エネルギーの施設は地元で建設されるが、利益は大手企業が吸収してしまう。また、時間的な焦りによる未成熟な開発事業の進行によって大手企業に依存する場合も多い。その結果、風力発電事業の立ち上げに際して最も重要な、風車の選定、事業コストの配分などが大手の言い分を受け入れることになり、風車というハードは残るものの、地元にはわずかな土木事業と固定資産税しか残らないことになる。さらに、風力発電には定期的なメンテナンスが必要であるが、大手事業者は自社でメンテナンスを行うか、関連の子会社、もしくは風力発電メーカーのメンテナンスも提携する企業、指定サービス店が行っている。地元の企業がメンテナンス業務を行うようになればいいが、メンテナンス事業は利益を生むため、大手企業が地元企業にメンテナンスのノウハウを渡すことは考えにくい。当然、地元の雇用も生まれない。

確かに、風力発電所の立地によって、その当該自治体に固定資産税が入るものの、法人税は事業本社がある自治体にわたる。少なくともこれまでの民間の再生可能エネルギー事業を俯瞰した場合、大手ディベロッパー開発や、風力発電事業の誘致によって、地元住民、地元企業、地元自治体のメリットを得ることはあまりないと考えられる。

## 特集

で中途半端に新規参入をする地元事業者や、「手弁当的な発想」による市民運動の延長では、再生可能エネルギー事業の運営を継続することは難しいといえる。

また、エネルギーを大量に使用する都市部の主体が、資金提供をすることで被災地や過疎地域を再生可能エネルギーの拠点とし、そのエネルギーを都市部で用いるという構図は、一見、win-winの関係のように見えるが、ある意味、原子力発電所の立地と同様の構図である。例えば、過疎地域の「塩漬けされた土地」にメガソーラーが作られ、売電の利益や税金は当該地域にもたらされず、雇用も限定される一方で、電力は大消費地で使われ、事業が終了する十数年後は、使用後の設備機器（＝産業廃棄物）が残るだけという結果を生み出すことになりかねない。

つまり、地域社会に資する再生可能エネルギー事業、「内発的発展」「地域の内発性」に依拠した再生可能エネルギーという点を重視する必要がある。ここで述べる「内発的」「内発性」とは、近代化論への批判、政府の開発政策のような「外来型開発」に対抗すべく、当該地域独自の計画による内発的発展を希求する内発的発展論（鶴見,1996）に依拠している。従属型開発とは、「ある地域で地域開発が進められる時、政治的、経済的、行政的、文化的主導権が、その地域の外部の主体に握られてしまい、地域内の主体の自己決定性が失われてしまうという特質を持つ開発」（船橋, 1998: 106）のことであり、内発的発展は、この従属型開発への対抗として位置づけられる。また、誘致型地域開発であっても、首尾よくその理想を実現できるかどうかは、地元で誘致型開発を企画する主体が、「地域社会主導型の拠点施設の組み込み」を実現できるだけの「自己決定性」を一貫して保持し続けるかどうかにかかっている（船橋, 1998: 99）ため、地域の内発的かつ自立的な発展が、従来型の地域開発への対抗として重要な要素となっている。

地域の内発性という点を重視した風力発電事業の方向性を「コミュニティ・パワー」と呼び、デンマーク、カナダ・オンタリオ州、オーストラリアなどでは、風力発電事業の基本的な方針となっている。「世界風力エネルギー協会 コミュニティ・パワー・ワーキング・グループ」による「コミュニティ・パワー」の定義は、1) 地域の利害関係者がプロジェクトの大半もしくはすべてを所有している、2) プロジェクトの意思決定はコミュニティに基礎をおく組織によっておこなわれる、3) 社会的・経済的便益の大半もしくはすべては地域に分配される、という3つの基準のうち、少なくとも2つを満たすプロジェクトのことを指す。先述した日本の風力発電事業の開発の現状を踏まえれば、この「コミュニティ・パワー」という志向性は、従来型の開発プロジェクトの対抗として重要な指針である。

ただし、内発的発展、地域の内発性を重視した再生可能エネルギー事業を「規範的」に議論することだけでは、スローガンにすぎず、内発性を強いる言説になりかねない。確かに東日本大震災の被災地において「被災地を何とかしなければならないという強い思い」と、海外資本が行う再生可能エネルギー事業による外来型発展の標的になっている現状が、「被災地に再生可能エネルギーを！」という動きにつながり、地域の内発性を重視する志向につながっている。しかし、それは近代化論や、大規模開発に対抗言説としての内発的発展論が、現状のような市場原理の導入と地域間競争を強いる新自由主義的な地域開発政策の言説と共鳴し、地域住民の主導性と地域資源の積極的な活用を謳うことで、地域が逆に混乱し、疲弊していくことと同じ構図にある。どの地域にも内発的な発展が可能な潜在力があるわけではない。また、潜在的な力が弱い地域が、内発的発展の「成功例」と同様の事例を「模

## 特集

倣」し、自立という名の、内発性もどきの外圧型発展が繰り返されることも問題である。そして地域内の内発的、主体的な動きは、必ずしも地域にとってプラスに作用するとは限らないこともある。

したがって、問われるべき点は、属性主義的な考え方によって「誰が事業をやるのか」ということではなく、どのような事業が地域にとってプラスになるのかという点を考えることである。つまり、再生可能エネルギー事業を、従来の地域開発の延長で進めるのではなく、過度に地域の内発性を強いることによって、誘致型の開発を結果として引き起こし、従属的な関係を地域社会にもたらしづることがないように、再生可能エネルギー事業による地域社会における新たな関係性を構築する必要がある。次に日本版「コミュニティ・パワー」の実例として、「市民風車」と呼ばれる市民出資型の風力発電事業について見ていこう。

### 3 日本版「コミュニティ・パワー」の現状と課題

#### (1) 市民風車事業の展開—出資者の広がり、コミュニティ・パワーにむけた基盤の形成

市民風車とは、風力発電事業を展開するための資金の一部を「出資」という形で一般市民が拠出し、事業主である関連 NPO が風車を建設、風力発電事業を運営するという風力発電の事業形態のことである。風力発電による電力は、電力会社に売電され、その収益から出資者への元本返済と利益配当がなされるという仕組みになっている。

2001年に北海道浜頓別町に竣工された日本初の市民風車（はまかぜちゃん）の事業主体は、北海道において反・脱原発運動を主導してきた生活クラブ生協協同組合・北海道から派生して設立された NPO 法人北海道グリーンファンド（以下、北海道グリーンファンド）である。生活クラブ生協・北海道は 1980～90 年代にかけて泊原発や北海道幌延町の核廃棄物処理施設反対運動など、北海道の反原発運動の中心的な担い手の一つであった。また、生活クラブ生協・北海道では月々の電気料金に 5% の「グリーン料金」を加えた額を支払い、グリーン料金分を自然エネルギー普及（風力発電）のための「基金」にするという「グリーン電気料金運動」を行っていたが、北海道のすべての市民が参加できるように、1999 年 7 月に北海道グリーンファンドが設立された。

北海道グリーンファンドは、このグリーン料金運動の後、市民共同発電所の設立へ向けての活動を始めた。風車建設の総事業費約 2 億円であり、6000 万円を目標とした市民からの出資を募ったが、最終的には 1 億 4000 万円を集め、総事業費の 7 割をまかなうことになった。なお、事業費の不足分は銀行からの借入れによっている。銀行からの借入れに際し、非営利活動をしている北海道グリーンファンドは NPO 法人（特定非営利活動法人）であり、融資を受けることが不可能であった。また、市民風車への出資者に対する配当も NPO 法人では法律上、禁止されている。そこで、市民風車を建設するに際して 2001 年 2 月に（株）北海道市民風力発電（2006 年から（株）市民風力発電）を設立し、銀行融資、出資金の配当は（株）北海道市民風力発電から行うという仕組みにした。北海道グリーンファンドは、基金や寄付金を株式出資にあてて筆頭株主になり、（株）北海道市民風力発電は北海道グリーンファンドの活動理念に沿った経営をしている。以上のような経過から、2001 年 9 月に市民風力発電所・1 号機が北海道浜頓別町に完成した。

その後、北海道グリーンファンドが再生可能エネルギーの普及啓発を行い、関連会社である（株）

## 特集

自然エネルギー市民ファンドが出資・分配、資金調達を実施、(株) 市民風力発電が風力発電の開発・施工・維持管理業務を行う体制になる。北海道以外では、各地域の NPO などが事業主体となり、上記の組織がその事業化、運営をサポートしている。現在では北海道石狩市、青森県、秋田県、茨城県、千葉県、石川県と 12 基の市民風車が建設され、出資者数は、のべ約 3800 人、出資総額は、約 22 億円となっている。

さて、市民風車に出資する人々が、なぜここまで広がったのだろうか。出資者への調査票調査の結果から考察しよう。2001 年から 2003 年までの初期の市民風車の出資者動機には、大別して 3 つの点が挙げられる(西城戸, 2008)。第一に、地球温暖化の防止、原子力エネルギーに依存しない社会をつくる、エネルギーの選択につながるといった、環境運動への理解や共感を重視するものである。第二に、市民風車への出資が「寄付ではない」ことや、出資によって「配当に期待」できるといった経済的要因が挙げられる。環境運動への募金、寄付という一回限りの関係とは異なり、風力発電が順調に運転されていれば、出資者に対して、低金利の銀行よりははるかによい配当が毎年つく。社会運動研究における資源動員論は、ある個人が集会的な行為に参加するには、運動が掲げる目標の達成だけではなく、参加の貢献度に応じた報酬的な価値(選択的誘因)を付与することが必要であると指摘するが、従来の社会運動では、特に経済的な誘因を提供することは困難であった。その一方で、市民風車は「配当」という形で参加者に選択的誘因を付与することができるため、これまで環境運動に参加していない人々の参加誘発要因になっている。第三に、「風車に記名ができる」「自分の風車が欲しい」といった、自分たちの風車という所有感覚、また、市民風車に関わることで、環境運動のように直接行動をするといった「強い」コミットメントを求めるような関わり方ではないが、何か環境によりことをしたいという、市民風車への相対的に弱いコミットメントの意識があるといえる。つまり、直接行動を伴う運動のような「強い」コミットメントを求めるような関わり方でもなく、また寄付といった一回限りだけの関係とも異なる、相対的に弱いかかわりである。以上のようにさまざまな動機付けが同時に「併存」している仕組みを市民風車側が内包したことが、市民風車への出資が広がった要因であると考えられる。

なお、2005 年以降の市民風車の出資者動機についても、環境問題への配慮、社会的な活動への賛同、経済的な要因、風車へのコミットメントという点が存在し、大きく変化はしていない。特に東日本大震災以降、再生可能エネルギーを求める動きと反・脱原発運動がシンクロしているように見られがちであるが、市民出資型の小水力発電事業(立山)の出資者調査の結果を見ると、出資者の中で反・脱原発運動に関わっている者は 10 数%程度で、その値は日本全体の平均値(7%)<sup>8</sup>からすれば相対的に高いものの、出資者の中で再生可能エネルギー事業に関わろうとしている人(約 10%)と反・脱原発運動に関わっている人との相関は見られなかった(西城戸, 2015)。この結果を敷衍すると、反・脱原発運動の色彩を強くして再生可能エネルギー事業を行うと、市民出資の間口が狭くなり、支持が一定以上に広がらないと思われる(Nishikido et al., 2014)。つまり、市民出資のさまざまな動機付けを内包するような仕組みを構築したことが、人々から受容されたのである。

<sup>8</sup> JGSS ((Japan General Social Survey : <http://jgss.daishodai.ac.jp/>)のデータによれば、2003 年において政治的な活動や社会運動の参加経験がある人は、7.1%となっている。

## 特集

さらに、2001年以降の市民風車事業の展開の中で特筆される点は、市民風車という事業モデルを構築し、風力発電の開発・施工・維持管理業務を行う体制を独自に構築してきたという点である。前節で述べたように、日本における風力発電事業では、他の地域開発同様、大手企業、ディベロッパーの影響力が強く、地域に資する再生エネルギー事業を独自で行うことが難しい。また、FITが成立する以前は、風力発電の売電単価も低く、出資者に対して2.5%の利回りで配当を出しながらの事業展開はぎりぎりの経営であった。さらに、2005年以降、低周波問題やバードストライク問題、建築基準法の改正に伴うコスト増大など、風力発電事業としては「向かい風」でもあったという<sup>9</sup>。だが、北海道グリーンファンドと市民風力発電は、青森（鱒ヶ沢町）の市民風車の保守管理業務を、自動車車両の修理業務を行っていた地元企業と研修を行い、風力発電のメンテナンス部門を地元企業が行うような体制を作ってきた。また、秋田県では、風力発電設備の維持管理を市民風力発電から支援してもらい、地元でメンテナンス業務ができるような体制をつくり、大手企業に依存しない形で独自で風力発電事業に参入することを目指している。さらに、市民風力発電は、2012年5月に首都圏の生活クラブ生協が出資した風車や、居酒屋チェーンワタミが出資した風車など、市民出資以外の風力発電事業開発も手がけるようになった<sup>10</sup>。このように市民風力発電の事業の成果の一つは、大手事業者に左右されない独立系の風力発電事業体を作りつつある点であり、それは、コミュニティ・パワーの開発のための重要なポイントであるといえる。

### (2) コミュニティ・パワーの事例と課題

市民風車のミッションは、再生可能エネルギーの推進という点だけではなく、風車による「地域社会の循環型経済の構築」という点も挙げられている。各地の事業主体ごとにも活動目的は異なっているが、地元地域や社会全体への波及効果が限定的で、地元地域の住民と再生可能エネルギー事業との関係も希薄である従来型の開発事業に対して、再生可能エネルギー事業に直接的に関わらないが、地域内外のネットワークを通じた活動によって再生可能エネルギーの立地点やその地域住民に派生的な効果をもたらしている事例は、コミュニティ・パワーの模範例として考えられる。2つ事例を紹介したい。

#### ① 市民風車「わんず」と青森県鱒ヶ沢町における派生的活動の展開

青森県鱒ヶ沢町の市民風車「わんず」の事業主体であるNPO法人グリーンエネルギー青森は、出資者の氏名の風車への記名（希望者のみ）や、出資証明書の発行、風車の愛称募集、風車完成記念のイベントの開催などといった他の市民風車が実施する取り組みだけではなく、市民風車の完成イベントの際に白神山地のブナ林の散策やリング農家への体験など、出資者が風車立地点の鱒ヶ沢町を知る機会を提供するといった、出資者と市民風車立地点を結びつける取り組みを積極的に行ってきた。さ

<sup>9</sup> (株)市民風力発電社長S氏へのインタビュー（2012年5月7日）。

<sup>10</sup> 「生活者」の立場からさまざまな社会運動を担ってきた生活クラブ生協と、新自由主義的な発想を標榜する役員が経営しているワタミの風車が併存していることはやや皮肉めいたものを感じるが、後者は企業の社会的貢献（CSR）の一環として風力発電事業に参画している。前者の生活クラブ風車については次項で述べる。

特集

らに、地元の特産品の一つである「毛豆」を鱈ヶ沢の市民風車のロゴ（「風丸」）をつけて販売するといった地場産品の地域ブランド化をすすめる試みを、市民風車「わんず」に出資したことをきっかけに、鱈ヶ沢町の生産者、流通業者が実施したり、毛豆「風丸」を使った料理の提供を東京や青森県内の別の地域のレストランで実施するといった活動も行われている。このように、市民風車と地域の地場産品を媒介としながら、地域社会や過疎地域と都市部を結びつける試みが着実に実施されている。

図1 鱈ヶ沢町におけるバイオマス事業の展開

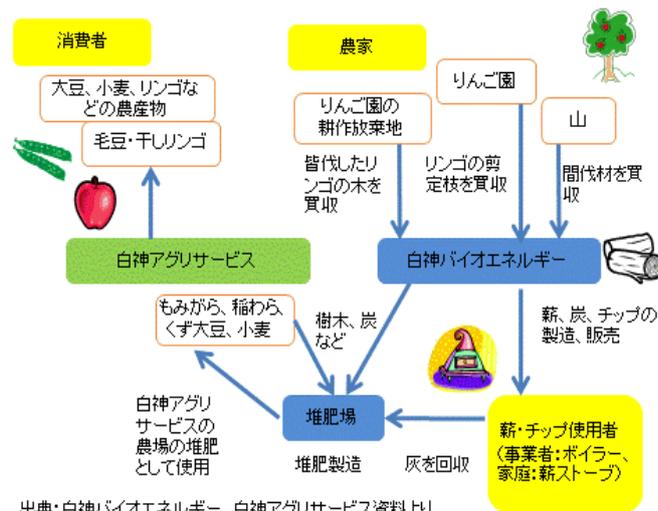
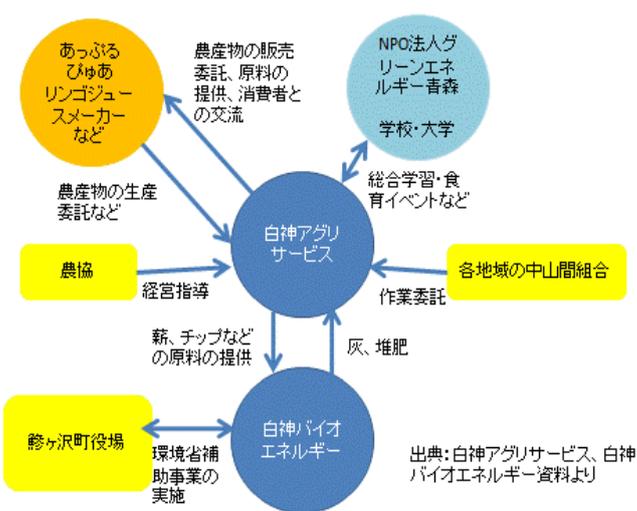


図2 鱈ヶ沢町の各団体のネットワーク



この他にも、現在は町の財政難により中止されてしまったが、「鱈ヶ沢マッチングファンド」というまちづくり基金の活動が行われていた。この鱈ヶ沢マッチングファンドとは、出資者に対する利益配分金（配当）の中から寄付を募り、その同額をグリーンエネルギー青森が拠出し、さらに出資者とグリーンエネルギー青森の拠出金額の合計と同額を鱈ヶ沢町役場が拠出したまちづくり基金のことである。市民風車が立地する鱈ヶ沢町の生活を豊かにするアイデアコンテストを実施し、地域の活動を支援する。2005年から開始された鱈ヶ沢マッチングファンドには、毎年ほぼ出資者の1割から寄付があり、3-4団体に対して助成が行われた。なお、助成対象は、これまで実績がある団体だけでなく、通常の助成では受けにくい、これから活動を始めようとする団体にまで行われた。

さらに、市民風車事業と並行して、グリーンエネルギー青森は、鱈ヶ沢町と協働し、(有)白神バイオエネルギーが事業主体となり、リンゴの剪定枝を利用した木質バイオマス事業を始めた。(有)白神バイオエネルギーは、先に述べた(有)白神アグリサービスの関連会社であるが、栽培をやめるリンゴ農家の木を伐採した木材や、リンゴの剪定枝の買い取りを行い、それを薪や木質チップにし、鱈ヶ沢町内の事業者（福祉施設と町の施設である鮎の稚魚を育てる施設）のチップボイラー燃料や、一般家庭の薪ストーブの原料としては販売している。なお、この事業によって、冬場の重労働によって得られるリンゴの剪定枝を提供する農家にとっては、(有)白神バイオエネルギーから現金収入を得られ、それは経済的なメリットとなる。また、チップボイラー・薪ストーブの利用者は燃料費と二酸化炭素の排出量が抑えられる。そして、(有)白神バイオエネルギーは、チップボイラー・薪ストーブの使用

## 特集

者から灰を回収し、それは(有)白神アグリサービスの農業の肥料や、土壌改良材、融雪剤として使われる。さらに、(有)白神アグリサービスは、市民風車のロゴ入りの毛豆を生産の他に、リンゴジュースなどの原料、「干しリンゴ」を鱒ヶ沢町の特産物として生産するようになった他、NPO法人グリーンエネルギー青森と協力しながら、大学生などの農業体験の受け入れを行っている。

以上のように、市民風車「わんず」の地域活動への展開が、当該地域内の人的資本、社会関係資本を豊かにし、別のさまざまな地域活動、事業を創発させていることが見いだせるだろう。

### ②生活クラブ風車による都市—農村交流

次に2012年5月に誕生した、生活クラブ風車の事例を見ていこう。生活クラブ生協は、1965年に東京で誕生した生活協同組合であり、2014年現在、北海道から兵庫県まで21都道府県、33の生活クラブがあり、組合員数は35万人である。生活クラブ生協は、共同購入活動にとどまらず、地方議会の議員を輩出する代理人運動やワーカーズコレクティブの活動、その他、各地域における市民運動を展開してきた。

首都圏の4つの生活クラブ生協が出資をして作られたのが、生活クラブ風車「夢風」である。事業スキームは、生活クラブ生協が出資し参画した、一般社団法人グリーンファンド秋田を特定目的会社(SPC)を事業主体とし、風車で発電事業を行い、生活クラブ風車で発電した電力と環境価値に分けて、環境価値分をグリーン電力証書化し、電力とグリーン電力証書をセットで、生活クラブ生協が購入することで、生活クラブ風車で発電したグリーンな電気を事業所で使っているとみなす仕組みである(図3)。2000キロワットの定格出力をもった風力発電は年間で一般世帯で約1200世帯分の電気を発電し、生活クラブ生協の事業所(配送センター、デポ、事務所)で使用する電力をまかなうことになった。なお、2012年度は生活クラブ風車による発電がほぼ計画通りに進み、また生活クラブの事業所の節電効果もあり、余剰分の「環境価値」が生まれることになった。この余剰分の「環境価値」を、個人向け電力証書「えねばそ」<sup>11</sup>として生活クラブ組合員向けに販売している<sup>12</sup>。

さて、首都圏の生活クラブ生協は、秋田県にかほ市に風車を建設し、その電気を事業所に使用するという事は、素性の確かな商品(生活クラブでは「消費材」と呼ぶ)を共同購入するという生活クラブの理念と同じで、素性の確かな電気の共同購入という意味がある。そして、生活クラブ生協の組合員が、自ら口にする消費材を作り出す生産者との交流を行うが、それは生産者と消費者の相互の理解を深め、お互いが対等に互恵的な関係(「対等互恵」)が基本的な理念としてあるためである。生活クラブ風車についても同様に、エネルギーの大消費地である首都圏の市民と、再生可能エネルギー資

<sup>11</sup> 「えねばそ」とは、エナジーグリーン(株)が開発した、個人向けグリーン電力証書の仕組みである。エナジーグリーン(株)が国内の自然エネルギー発電所と契約し、発電所の電力証書を個人向けに販売する。「えねばそ」の購入は、再生可能エネルギーを使用していることの証明であり、購入電力相当のCO2排出量削減につながる。また、グリーン電力証書の購入者が増えることは、再生可能エネルギーの事業者をサポートすることにつながる(出典：生活クラブ神奈川HP)。

<sup>12</sup> 購入者は首都圏の生活クラブ生協の組合員に限定され、購入は100キロワット時から可能である。販売価格は八円/キロワット時(税別)で、販売総数(環境価値)は269,000キロワット時と限定されている(出典：生活クラブ神奈川HP)。

## 特集

源の豊かな地域の人々（秋田県にかほ市）が結びついて新しい地域間連携をつくることを建設目的の一つにしている。換言すれば、「対等互惠」にもとづく地域連携を進め、「よそ者」が地域にかかわりながら、地域の主体性をどのように育てていくかという課題に挑戦しているのである。

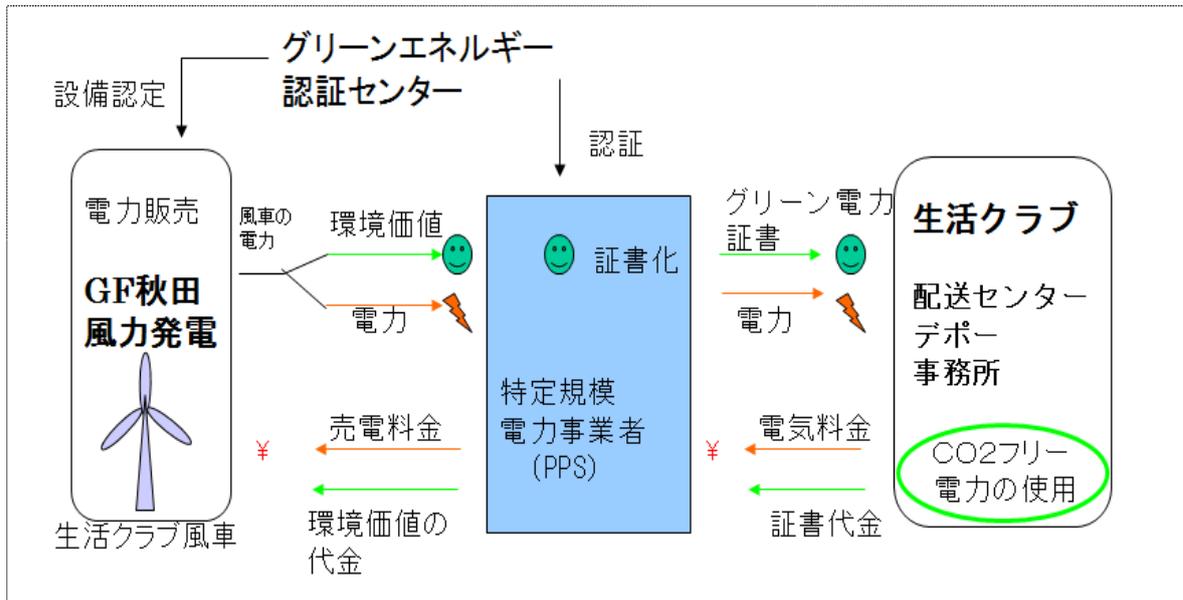
例えば、2012年5月に秋田県にかほ市において、地元住民と生活クラブ生協の組合員とのおおぜいの関係者による竣工式と記念フォーラムの開催があった。その際には地元の小学校の協力のもと風車の愛称募集を行い、竣工式にはその表彰式ならびに小学生による和太鼓が披露された。7月には、にかほ市の特産品の販売を首都圏の生活クラブ生協で実施した。また、生活クラブ生協の組合員がツアーを組み、にかほ市の生活クラブ風車の見学、現地の視察と交流を行った。2013年7月には、生活クラブ風車一周年を記念した交流会、イベントが行われ、生活クラブの消費材として、にかほ市の生産物を導入（夢風パック）が作られる一方で、その消費材を提供したにかほ市の業者が、生活クラブとの出会いで、従来まで使っていた添加物をやめ、商品の質を変えたことも披露された。これは生活クラブ生協と、にかほ市の交流から生まれた異化作用の一つとして特筆される事象であろう。その後も、生活クラブの消費材の学習会が、にかほ市で開かれ、生産者と消費者の連携が進められている。さらに、2013年秋には、風車近くの田んぼで収穫されたお米を「夢風米」として地元農家が生活クラブ生協に贈るという出来事もあった。生活クラブ生協と、にかほ市は連携推進協議会を設置し、組織的な連携が図られるとともに、両者の個人的な交流も進んでいるのである。

実は、生活クラブ風車が企画されている際に、組合員からは「風車をにかほ市につくり、その電気を生活クラブ生協が使うという構図は、地方に原発を作り、その電気を首都圏で使うのと同じではないか」という批判があった。生活クラブ風車は、「地元の風車」ではない。その意味で、世界風力エネルギー協会の定義によるコミュニティ・パワーではない。しかし、にかほ市の住民からすれば、他の商業用の風車と違い、生活クラブ風車は「何かが違う、別の風車」という評価がある。「夢風米」のエピソードは、それを物語っているといえるだろう。

以上のように、生活クラブ風車の「対等互惠」の関係とそこから生まれる派生的な効果は、単に都市部と地方でエネルギーの消費と生産の連携を行うだけではない再生可能エネルギー事業の可能性を示しているといえる。今後も生活クラブ生協は、社会的・経済的便益の地域分配について、にかほ市や地域住民との関わりの中から継続的に考えていくスタンスが求められるであろう<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> なお、生活クラブ生協は、再生可能エネルギーを広げ、脱原発、CO2削減、市民の共同でエネルギーを自治する未来の実現をめざしている。生活クラブ東京、神奈川、埼玉、千葉では共通構想としてエネルギーの使用を「減らす」、自然エネルギーを「つくる」、自然エネルギーを選択して「使う」の三つの構想を柱とした「自然エネルギー社会づくりにむけた構想」を決定し、2013年度からその具体化を進めるといふ。具体的には、電力小売会社「株式会社生活クラブエナジー」を設立し、太陽光発電所2か所（群馬県・栃木県）を立ち上げ、風力発電所（北海道）1か所の建設に参画することを決定した。つまり、生活クラブ生協自らが、再生可能エネルギー事業の事業者として参入し、今後、都市部に居住する住民、地域社会に貢献する、再生可能エネルギー事業の一つの形を提示しようとしている。

図3 生活クラブ風車の事業スキーム



ここまで2つの事例を見てきたが、事業立地点を舞台として社会的・経済的便益の地域分配のしくみづくり、新たな価値創造、人的交流の活性化をどのように作り出すのかという点が重要であることがわかる。もっともすべての市民風車がこのような地域的な活動を展開できているわけではない。特にFIT以前は、発電事業の採算性の問題もあり、風車立地点の活動は、風車建設以前から市民活動を行っている場合（北海道石狩市の「ひとまちつなぎ石狩」や、茨城県神栖市（旧波崎町）の「波崎未来フォーラム」の活動）に過ぎない。しかしながら、FIT後、風車事業の採算性が向上したことによって、市民風車らしいコミュニティに資する活動を展開したいという事業者は多く、さらに新たな再生可能エネルギー事業に取り組もうとしている事例（青森県八戸市のグリーンシティ・石川県金沢市のNPO法人市民環境プロジェクト）もある<sup>14</sup>。コミュニティ・パワーとしての地域における新たな価値創造の実践は、これからが本格化することになるだろう。

#### 4 コミュニティ・パワーに向けた地方自治体の役割：「共創ガバメント」と市民の自立

最後に、コミュニティ・パワーの構築に向けた地方自治体の役割について考察していきたい。尾形清一の分析では、FITの施行と連動するように2012年頃から、地方自治体において再生可能エネルギー関連の条例制定が顕著になったという（西城戸・尾形・丸山，印刷中）。具体的には、①理念条例（政策手法などが条例本文中で明記されていないが、再生可能エネルギーに関して基本的な考え方を条文化した条例）、②再生可能エネルギー基本計画の策定（理念条例よりも具体的な施策の道筋を示した条例）、③公共施設屋根貸しの推進（自治体が所管する公共施設の目的外使用要件を緩和し、公共施設に敷設される再生可能エネルギー発電設備の導入を推進しようとする条例）、④再生可能エネルギー基金（再生可能エネルギーの利活用を促進するために都道府県や市町村が、再生可能エネルギー基金

<sup>14</sup> これらの事例については、西城戸（2014a; 2014b）を参照のこと。

## 特集

を創設する目的で制定した条例)、⑤発電設備に対する固定資産税の免除(再生可能エネルギー発電設備等に対して課する固定資産税を一定期間免除することで、普及促進を目指す条例)、⑥景観保全の観点からの規制条例、⑦支援条例・再生可能エネルギー導入審査会の設置に大別できる(西城戸・尾形・丸山, 印刷中)。

これらの条例を見ると、再生可能エネルギーの促進に向けた条例が多いが(①~⑥)、理念にとどまり、事業者の参入をより促進させるための誘因にはなっていない現状がある。また逆に、景観保全の理由から開発に規制がかかることによって、景観以外の理由で再生可能エネルギー事業を推進する可能性を削ぐことも考えられ、地域に資する再生可能エネルギー事業を、条例によって促進させているわけではない。その一方で、⑦支援条例・再生可能エネルギー導入審査会の設置とカテゴリーされた条例が興味深い。これは2013年4月に制定された「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例(以下、飯田市再生可能エネルギー条例)」であり、FITの導入をきっかけに、太陽光や木質バイオマスの発電事業の実現可能性が高くなったことを踏まえて、飯田市が地元の自然資源を使って発電し、その売電収益を地域づくりのために充てていくという活動を支援するためのものである。

長野県飯田市は、公民館行政や、「ムトス(〜しよう)」の精神や「結」などの共同作業の歴史が自治基本条例に結実してボトムアップ型の市民参加が盛んである。また、環境モデル都市に選出されるなど、環境自治体としての評価も高い。さらに、市民風車同様に、コミュニティ・パワーとして、おひさま進歩エネルギー株式会社/NPO法人おひさま進歩が、市民出資型の太陽光発電、小水力発電事業を継続的に展開している。この事業の中には飯田市との協働で実施されたものもあり、上記の飯田市の条例は、これらの市民出資型の再生可能エネルギー事業の展開を踏まえて、飯田市が地域に資する再生可能エネルギー事業を共に創り出そうとする試みである。

さて、飯田市再生可能エネルギー条例の概略は次の通りである。まず、地域に存在する再生可能エネルギーの恩恵は、第一義的に飯田市民が持ち、優先的に利用する権利(=地域環境権)があり、その利用については現在の環境と暮らしに調和的かつ持続的なものであることを保障する「新しい環境権」が提唱される。そして地域住民の信頼や絆を深め、再生可能エネルギー源を開発する側とエネルギーとして利用する市民の側との間の良好な関係を創り出し、安定的な需給関係を構築するために、行政は、(1)必要な補助制度の整備、(2)アドバイス機能及び信用力の賦与機能を有する支援組織の設置を行うとされる。特に(2)については、再生可能エネルギー事業の初期費用を調達しやすい環境を整え、地域住民による事業参入を優先的に支援し、地域の再生可能エネルギー源が地元で効果的に利用できるように意図されている。また、事業の公益性、安定運用性、資金調達の円滑化等に関する技術的アドバイス機能や、事業に対する市場の信用力の賦与機能を飯田市が担うことになる。つまり、「審査会」が当該事業主体に対して、助言を行い、行政が支援を行うというプロセスが重視され結果的に、地域社会に資する公共性の高い事業へと誘導することが企図されているのである。

このような条例を作った背景は、再生可能エネルギーのFITによって、市場からの参入と、その参入先で発電資源の地域間競争が起るといふ懸念があるためである<sup>15</sup>。つまり、飯田市に再生可能

<sup>15</sup> 飯田市地球温暖化対策課〇氏からの聞き取り調査(2012.11.12)。

## 特集

エネルギー事業が集中し、地元で収益が落ちないような収奪的な事業展開をすることを回避するために、再生可能エネルギー事業者に対して、地域における事業運営を重視させ、公民協働の枠組みに参加させることによって、地域に資する再生可能エネルギー事業を誘導する政策をとっている。

なお、この飯田市の政策のもう一つのポイントは、再生可能エネルギー事業を自治体が運営するのではなく、あくまでも地域社会に資する事業体をサポートし、地域社会にコンフリクトを発生させないようなガバナンスに徹している点である。風力発電事業に関していえば、山形県立川町や岩手県葛巻町のように、地方自治体がまちおこしの一環として、経営に関与する事例もあるが、自治体が運営している風力発電の約60%が採算割れしているという報道もある<sup>16</sup>。自治体運営の風力発電は事業リスクが高く、結果として採算が合わないことが多い。例えば、故障等が発生した場合、部品の交換などの対応を、議会で決済を取らなければならないため、故障の対応が遅れることで故障期間が長引き、採算が悪くなってしまふからである。

従来の行政が行っている施策は、外形的に行政が基準を決め、それに対して規制、禁止をする、もしくは奨励、推進するというものであった。飯田市の条例の政策担当者は、「センターガバナンス＝行政でなく、市場の中で、市や金融機関や、市民が監査するという形で、市が『メタガバナンス』的に相互に監視をして、市場領域全体を、公的な品質を上げていくということを考えている。行政は手放すわけではないが、地域の細かいことに手を出すのではなく、地域のことは、自分たちで自分の課題を解決するという体制を作らないといけない」と語っている<sup>17</sup>が、飯田市再生可能エネルギー条例は、規制を中心としたガバメント（規制ガバメント）から、行政が一方的なベクトルで事業者に対して規制、誘導するのではなく、地域に資する再生可能エネルギー事業を「共に創っていく」という意味で、「共創（co-design）ガバメント」といえるだろう。つまり、行政の位置づけが、規制／誘導の主体であったものから、関連のアクターの「ハブ」として、当該事業の「最適化」の機能を担うように変化させている。

ここで同じく市民と行政の協働の一つである「市民参加」の議論を振り返ってみよう。1970年代のコミュニティ行政から、行政への市民参加が議論されて久しいが、結果的に市民参加が形骸化するという問題が指摘されている。その背景は、最終的には行政が市民参加によって意志決定することによって、市民参加＝行政との協働というのが市民にとっては「幻想」とわかり、市民の参加へのモチベーションが下がるからである<sup>18</sup>。行政主体の行政と市民の協働か、本来の意味での市民と行政の協働（当然、市民にも参加の所産の責任は付される）が見られるのは、実は行政＝ガバメントの力が弱ま

<sup>16</sup> NHKクローズアップ現代・2010年11月18日放送。

<sup>17</sup> 飯田市水道環境部地球温暖化対策課への聞き取り調査（2013.10.25）。

<sup>18</sup> 玉野（2007）は、「行政と市民」の協働／「市民と行政」の協働という二つの類型を提示し、前者は、国家・行政が公的な領域に基本的な責任を持ち、何が公的であるかは行政が責任をもって決定すべきという伝統的な観念にとどまり、行政は全体的な調整を行い、市民や民間団体が実際の実働部隊として動員され直接サービスを提供するという。後者は、何が公的であるかということも含めて市民と行政がともに検討し、そのつどつくり出していくべきものであるとする新しい公共観念にまで進んでいる場合であり、市民と行政が全体としての公的サービスの提供をめぐる相互の役割を確認し、それぞれにふさわしい役割をはたしていくことで、これまでよりも効率的なサービスの提供が可能になるシステムの構築の可能性が示唆されている。

## 特集

り、市民参加が行政サービスの遂行に不可欠になりそうな地方都市から起こるという指摘もある（玉野 2007）。飯田市のガバメントの力が弱まったかどうかは別として、この飯田市再生可能エネルギー条例は、行政の立場を市民や事業者と対等になり、真の意味での「協働」が生まれる一つの例として考えられないだろうか。

つまり、ガバメントがパターンリスティックな手法を変化させ、行政以外の諸アクターの相互作用とその間の意志決定を尊重し、「主体的な動きを喚起させる」といった「共創ガバメント」は、ガバメントからガバナンスという潮流の中でのガバメントのあり方を示しているといえるだろう。飯田市の場合、「地域環境権」というロジックを用いて、再生可能エネルギーに関するローカル・ガバナンスを展開しているといえる。そして、他の自治体が学ぶべき点は「地域環境権」の内容そのものではなく、その自治体にあった手法で、「共創ガバメント」をどのように実行できるのかという点である。それは、地方自治体が、先進事例の単なる「模倣」や「輸入」ではなく、当該地域のコンテキストを踏まえた上で、自ら、地域の政策を考えることが必要であることを示している。まさに、地方自治体の自治力、そのあり方が問われている。

近年、本稿で見てきた市民出資型再生可能エネルギー事業や、以前から再生可能エネルギー事業の導入による地域振興を行ってきた事例が脚光を浴び、再生可能エネルギーを通じた地域振興や、地域の自治力の高まりを期待する論考<sup>19</sup>がある。これまで述べてきたように、地方自治体は、再生可能エネルギー事業に参入しようとする「自立」した主体に対しては、その主体性を損なわない形でその事業が地域に資するようになるように働きかけていく役割がある<sup>20</sup>。ただし一方で考えなければならぬのは、地域内部の主体的な動きや、社会関係資本の蓄積が相対的に低い地域や、ボトムアップ型の住民参加の歴史がない地域において、どのように地域の主体性を醸成し、それが地域に資する再生可能エネルギー事業として成立するのかという点である。そのためには、当該地域で、社会関係

19 例えば、「住民の自治力を結集して再エネ事業に取り組み、その売電収入をその地区の持続的発展のために投資することが可能になれば、その地区の課題を自ら解決し、その生活環境を持続的に改善していくことができるようになる。こうした一連のプロセスが今後は、事業継続のために住民が集い、議論し、意志決定していく機会を作り出し、それがさらに住民自治を強化することにつながる。こういう好循環が生まれれば、「エネルギー自治」による住民自治の涵養、という目標が達成されることになる」（諸富 2013: 28-29）という「期待」が指摘されている。

20 注意しなければならない点は、こうした「主体的」な市民による「市民参加」が、結果として一部の市民だけによる参加になり、参加していない市民から「不平等である」という指摘をされる可能性がある。つまり、ある特定の市民が、別の市民の働きかけに対して「公的な決定」によって規制することもありえるため、なぜその一部の市民だけが公的な意志決定に携わることができるのかという他の市民の疑問に答える必要が発生する。それゆえ、自治体は市民への「平等性」を担保し、市民参加に関しても注18で述べたような「行政と市民」の協働を行ってきた。だが、よって、「市民と行政」の「協働」において、公的な領域の意志決定に関わる一部市民の正統性自体は、その都度、住民・市民からの正統性を獲得すればよく、このような営みの繰り返しによって、ローカルな部分で独自に展開される住民自治・市民自治が可能になる（玉野, 2007）。つまり、責任ある意欲ある市民が、かかわった分だけ報われる、といったコミュニティを、市民と行政が協働して作っていくことが重要であり、市民参加に耐える市民の力量は、結局市民参加を体験する中でしか養成されない（西城戸・黒田, 2010: VI章）。そして、これは再生エネルギーに限った話ではないのである。

## 特集

資本の蓄積に資する機能的等価物を見いだしつつ、なぜ、社会関係資本の蓄積ができなかったのか、「失敗」の要因を多くの事例から出し、それを比較検討することによって、社会関係資本の蓄積のノウハウの積み上げていくことが必要である。換言すれば、成功例の安易な模倣や輸入は、地域の自立とは逆の発想であり、失敗の原因となる。

他方で、再生可能エネルギー事業に関わる地域住民や企業にも、責任ある「自立」的な態度が求められる。なぜならば、再生可能エネルギー事業はあくまでも事業であり、ボランティアや寄付をするといった関わりとは異なり、責任も発生するからである。だが、事業化や運営の困難を乗り越えたときには、再生可能エネルギー事業によって、市民活動と比べて相対的に大きな利益が得られ、別の活動の展開が拓けてくる可能性がある。地域の事業者からすれば、大手企業に左右されない形で、地域に貢献するビジネスを新たにつくるチャンスでもある。

つまり、文字通り、分散型の「自分たちのエネルギー」、コミュニティ・パワーを創り出すためには、地方自治体にも住民、事業者にも「自立」の思想とその実践が問われることになる。それは、戦後日本の開発主義がもたらした中央集権的、かつ従属的な関係性を相対化し、地方分権化と共振するネオリベラリズムの思想による「地方の自立の強要」に対抗することにもつながるといえるだろう。

### 【参考文献】

- 北田淳子, 2013, 「継続調査でみる原子力発電に対する世論」『日本原子力学会和文論文誌』12(3): 177-196.
- 船橋晴俊, 1998, 「開発の性格変容と意思決定過程の特質」, 船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子, (編)『巨大地域開発の構想と帰結』東京大学出版会.
- 諸富徹, 2013, 「「エネルギー自治」による地方自治の涵養—長野県飯田市の事例を踏まえて—」『月刊地方自治』786: 2-29.
- 本巢芽美・西城戸誠, 印刷中, 「再生可能エネルギーの社会的受容性」, 丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編著『リスクと地域資源管理からみた再生可能エネルギー』ミネルヴァ書房.
- 日本原子力文化振興財団, 2014, 『「平成 25 年度 原子力利用に関する世論調査」報告書』(<http://www.jaero.or.jp/data/01jigyou/tyousakenkyu.html>).
- 西城戸誠, 2014a, 『再生可能エネルギーと地域社会における絆づくりに関する比較研究』全労済協会公募研究シリーズ 35.
- 西城戸誠, 2014b, 「「コミュニティ・パワー」としての市民出資型再生可能エネルギー事業の成果と課題」『人間環境論集』15(1): 1-67.
- 西城戸誠, 2015, 「長野県飯田市における市民出資型再生可能エネルギー事業の地域的展開」『人間環境論集』15(2): 1-32.
- 西城戸誠, 印刷中, 「再生可能エネルギー事業における内発的発展の両義性」, 丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編著『リスクと地域資源管理からみた再生可能エネルギー』ミネルヴァ書房.
- Nishikido, Makoto et al., 2014, “Polyvalent Meaning of Community Power Movements:

## 特集

Comparing with Anti-Nuclear Movements in Japan” *18th ISA World Congress of Sociology*, Yokohama, Japan.

西城戸誠・尾形清一・丸山康司, 印刷中, 「再生可能エネルギー事業に対するローカルガバナンス」, 丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編著『リスクと地域資源管理からみた再生可能エネルギー』ミネルヴァ書房.

西城戸誠・黒田暁(編著), 2010, 『用水のあるまち』法政大学出版局.

丸山康司, 2014, 『再生可能エネルギーの社会化』有斐閣.

玉野和志, 2007. 「コミュニティからパートナーシップへ」羽貝正美(編著)『自治と参加・協働—ローカル・ガバナンスの再構築』: 学芸出版社.

鶴見和子, 1996, 『内発的発展論の展開』筑摩書房.

【付記】 本論文は、2011年度・全労済協会・公募委託研究（再生可能エネルギーと地域社会における絆づくりに関する比較研究・研究代表者：西城戸誠）、2012-14年度科学研究費（「再生可能エネルギーの社会的受容性と地域社会の内発的発展に関する比較研究」（若手研究（B）・研究代表者・西城戸誠）、2012-14年度科学研究費「エネルギーの地域自主管理システムの構築に関する環境社会学的研究」（基盤研究（C）・研究代表者・谷口吉光）、2012-14年度科学研究費「多面的な価値の中の環境ガバナンス:自然資源管理と再生可能エネルギーを焦点に」（基盤研究（A）・研究代表者・宮内泰介）、2014年度科学研究費「多面的環境正義を踏まえたエネルギー技術のガバナンス」（基盤研究（B）・研究代表者・丸山康司）、および2013年度三井物産環境基金（「持続可能な風力利用のための統合的ガイドラインと支援ツール」（研究代表者・丸山康司）の成果である。

本稿の2節は、西城戸（2014b; 印刷中）、3節は西城戸（2014a,b）、4節は西城戸・尾形・丸山（印刷中）、西城戸（2015）の内容に、加筆・修正を加えたものである。